

港湾春闘が妥結、スト回避

最賃の金額明記せず「個別結果を遵守」

中央団交に進め方に変化も

17年港湾春闘が収束した。日本港運協会と全国港湾労働組合連合会（全国港湾）及び全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）による第5回中央団交が6日に都内で行われ、長時間にわたる交渉の末に妥結、仮協定書を締結した。これによって週末に控えていた48時間ストはギリギリで回避された。最大の争点となっていた産業別最低賃金の問題では、結局、労使双方が譲らず「各企業労使間で合意した金額を遵守する」との文言は盛り込まれたが、具体的な金額は協定書に記載されず、組合側が合意額を文書で“念押し”の通告するという、過去に例がない結末を迎えた。

港湾労組は2月1日、制度要求に関する要求書を提出し、港湾春闘がスタートした。しかし、交渉は序盤から荒れ模様の展開となった。最大の要因は制度賃金（産業別最低賃金）の問題だ。組合側は11月の労使確認に基づいて「金額を明示して協定すべき」と主張。これに対して業側は一貫して「統一的な回答はできない」と回答したことから組合が猛反発。

交渉2回目という早期の段階からスト（3月12日）を通告するという極めて異例の展開となった。その後、組合は一旦ストを延期したが、労使の溝はなかなか埋まらなかった。

ここで組合は戦術を大きく転換。昨年11月に中央労使で確認済みの「産別最低賃金協定の改定（3%）」について、各地・各単組で追認作業を進めると主張。業側も異を唱えなかったことから、組合は異例となる個別追認に着手した。

これまで産別制度賃金に関しては一貫して中央労使で一元的に交渉・改定を行ってきており、各企業レベルの個別交渉で追求してきたことはない。全国港湾は「制度賃金に関して何ら回答が提示されないまま時間が経過するのを待つより、事態を打開するために考えられる手段として進めていかざるを得ない」と苦渋の選択であったことを強調する。

組合は「最賃の個別追認が完了した」としたものの、業側は「金額を明記した形での協定はできない」と反論。両者の主張は交わることなく、3月26日（日）に第1波の24時間ストに突入。続けて今月2日（日）にも第2波の24時ストを決行した。港湾ストに突入したのは2年ぶりのことだ。



「今年の協定は例外」と強調する糸谷委員長

交渉が完全に停滞する中、組合は先月30日、4月8日（土曜日）、9日（日曜日）の48時間スト、10日以降無期限の夜荷役拒否を日本港運協会に上乘せ通告した。決行されれば今春闘で最大規模の実力行使で、3週連続でのストとなるだけとなるだけに、船社を含めて関係各方面への影響が懸念されていた。

このため、スト回避に向けて進展も期待される中で始まった6日の中央団交は、交渉前の折衝によって30分遅れでスタートしたものの、接点を見いだすことができないまま両者の主張は平行線をたどった。さらに数度の休憩を挟み、労使間で溝を埋める努力が続けられ、最終的に19時頃に大筋合意。そして合意の中身を整理した上で20時30分頃に仮協定書を締結した。これによって週末に予定されていた土・日の48時間ストはギリギリのところまで回避された。

仮協定の内容は以下の通りで、「船社のアライアンス再編を受けて事前協議の運用を強化す

ること」「定年延長問題について労使政策委員会で協議すること」「6大港船内・沿岸職種の時間外基礎分母を149時間とすること」などが確認された。

ただ、争点であった産別最賃については「日港協は16年11月10日付協定を遵守すると共に、既存の産別賃金制度について認める」とし、「各企業は、それぞれの企業労使間において協議し合意を得た金額を遵守する」と盛り込まれるにとどまり、協定書に具体的な金額は明記されなかった。

このため金額明記に最後までこだわった組合は、仮協定書の締結と同時に、日港協に「17年度の最賃を16万8920円とすることを関係労使間の交渉で合意した」ことを文書で通告。昨年11月の合意金額の担保を念押しするという過去に

ない形で春闘の幕が閉じた。

制度要求の根幹である産別制度賃金の交渉を個別で行ったことについて、全国港湾の糸谷欽一郎委員長は「あくまで今年がイレギュラー」だとし、春闘解決に向けたやむを得ない手段であったと説明。来年の春闘でもこれまで通り、金額を明示して春闘要求を提出、中央団交の場で追求していく姿勢を示している。

一方で、最終的に春闘協定に産別最賃の金額が盛り込まれない形で調印され、組合の金額通告に対しても業側が署名していないことを踏まえれば、制度賃金に関しても個別交渉で成立したという結果が事実として残り、来年の春闘でも今回の交渉形態が継続される可能性もある。今年の港湾中央団交が大きな分岐点になるのか—今後の成り行きが注目される。

【仮協定書】

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2017年度（平成29年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1.雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 認可料金制度の復活は、労使の政策課題として認識し、その目的達成に向け協議する。
- (2) コンテナターミナルゲート業務に係る問題については、ターミナル毎の現状に照らし、港運事業者の業域並びに港湾労働者の職域拡大等の観点から地区あるいはターミナル毎にそのあり方等の検討機関（地区等の実情に応じた組織）において協議する。
- (3) 三島川之江港の指定港化については、まず当該地区の協議を優先し、中央・地区が一体となって国土交通省に対し、早期に実現出来るよう申し入れる。
- (4) 6大港における港湾荷役現業における原則「日雇不使用協定」の意義について理解すると共に、引き続き各企業に対し周知・徹底を図る。
- (5) 「港湾倉庫」及び「特定港湾倉庫」に係る秩序維持の問題は、事前協議制度の適正な運営の実施と共に、その運常実態等について地区事前協議会あるいは雇用対策委員会による、パトロールを行う等、チェック体制の徹底を図る。
- (6) 港湾労働法の「全国適用」について、日港協としてその必要性を理解する。また、「全職種適用」については「港労法問題労使検討委員会」において必要に応じ協議する。
- (7) インランドデポなどのドライポートの拡大に係る問題については、地区毎に地理的実情等が異なることから、雇用対策委員会等を活用してその対応を協議する。

なお、上記（2）（5）（7）について地区等の協議経過を踏まえ、必要に応じ労使政策委員会が関与する。

2.船社のアライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について

労使は船社アライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について、2017年3月1日付議事録確認に基づき、中央・地区事前協議制度の運用強化を図り、雇用と職域の確保に努める。

3.賃金・労働条件の向上／産別協定の改定について

(1) 産別制度賃金について

- ①日港協は2016年（平成28年）11月10日付協定第1項を遵守すると共に、既存の産別賃金制度について認める。
- ②産別最低賃金について各企業は、それぞれの企業労使間において協議し合意を得た金額を遵守する。
- ③産別賃金制度の取扱いについては、引き続き協議する。

(2) 関連專業の労働環境整備については、引き続き日港協整備部会と関係労働組合との協議を行う。

4.春闘協定等に基づく継続課題について

(1) 駿河地区・博多地区・鹿児島地区・沖縄地区は、中央産別協定を尊重し、当該協定に係る問題並びに地区における共通の業域・職域について協議を進める、なお、地区団交権の問題については、上記4地区に限らず他地区においても1972年（昭和47年）6月8日付協定に基づき引き続き誠意を以て協議する。

四国地区は、地区労使協議体制の確立が図れるよう中央・地区労使が一体となって、その促進を図る。

(2) 定年延長の問題については、賃金・労働時間問題専門委員会において、雇用延長の実態調査や制度導入の問題点などについて、年内を目途に調査研究を行い、その報告をもって労使政策委員会で協議する。

(3) 6大港船内・沿岸職種においては、時間外基礎分母を149時間とする。

その他の港湾・職種においては、2014年（平成26年）協定に基づき、各社の実施計画とは別に本年度1時間を減じる。

5.検査事業者に係る「指定事業者」について

「指定事業者」に係る4検査機関の共通問題については、既存の「検数・検定小委員会」にて協議する。なお、その協議経過を踏まえ、必要に応じ、労使政策委員会が関与する。

6.安全・安心の港湾の確立について

労災補償制度、熱中症対策については中央安全専門委員会で引き続き協議する。なお、フレキシブルバッグ使用の「液体輸送」事故については事態を重視し、必要な措置をとるべく早急に同専門委員会で検討する。

2017年度産別最低賃金に関する通告

全国港湾労働組合連合会（全国港湾）及び全日本港湾運輸労働組合同盟（港運同盟）は、2017年度（平成29年度）の産別最低賃金を168,920円とすることを関係労使間の交渉において合意したことを通告する。